

令和7年度宮崎県公立学校教員採用選考試験 問題用紙

教職教養

- 問題用紙は表紙を除き 25 頁
- 問題は共通問題及び校種別の選択問題とする。なお、併願受験の者の選択問題については、第1希望の校種を選択すること。

校種等	共通問題	選択問題
小学校	P1～P15	P16、P17
中学校		P18、P19
高等学校		P20、P21
特別支援学校		P22、P23
養護教諭		P24
栄養教諭		P25

- 解答はマークシートに記入
※ マークシートについての注意事項

【正しい解答の仕方】

* 枠をはみ出さず、正しく鉛筆で塗りつぶすこと



【間違った解答の仕方】

* 枠をはみ出す、枠の中をすべて塗りつぶしていない、汚い線でかく、うすい、チェックを入れる、など



【共通問題】

I 後の各条文の [] に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から 1 つ選び、番号で答えなさい。

(1) すべて国民は、法律の定めるところにより、その [] に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。[日本国憲法第26条第1項]

- 1 希望 2 学力 3 進路 4 個性 5 能力

(2) 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において [] 生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。[教育基本法第5条第2項]

- 1 豊かに 2 意欲的に 3 積極的に 4 正しく 5 自立的に

(3) [] 3 は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であつて他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為 [学校教育法第35条第1項]

- 1 校長 2 生徒指導主事 3 指導主事 4 市町村長
5 市町村の教育委員会

(4) 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の [] として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。[学校教育法施行規則第52条]

- 1 手引き 2 目標 3 基準 4 指標 5 一例

(5) 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の [] となるような行為をしてはならない。[地方公務員法第33条]

- 1 責任問題 2 不評 3 違法行為 4 不名誉 5 法令違反

(6) 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と [] に努めなければならない。[教育公務員特例法第21条第1項]

- 1 研修 2 学習 3 修養 4 探求 5 調査

(7) 7 は、感染症にかかるつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができ。[学校保健安全法第19条]

| 校長 2 保健主事 3 養護教諭 4 学校医 5 学校の設置者

(8) この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の8 を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。[いじめ防止対策推進法第1条]

| 安全 2 尊厳 3 希望 4 学校生活 5 健康

(9) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が9 学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。[教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第4条第2項]

| 意欲的に 2 自律的に 3 安心して 4 協調して 5 安全に

(10) 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して10 を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。[こども基本法第3条第3号]

| 意見 2 意思 3 立場 4 個性 5 希望

(11) 11 は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。[地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項]

| 教育委員 2 校長 3 学校評議員 4 教育長 5 児童委員

(12) 12 は、児童の教育をつかさどる。[学校教育法第37条第11項]

| 教育公務員 2 教育委員会 3 教諭 4 法律に定める学校 5 校長

2 後の各問い合わせに答えなさい。

(1) 次の表の [] に当てはまる人物名を、下の選択肢からそれぞれ1つずつ選び、番号で答えなさい。

13	緒方洪庵の適塾に学び、藩命により江戸に蘭学塾を開く。その後、英学に転向し、幕府の咸臨丸に乗り渡米。また、幕府の遣欧使節の一員として欧米各国を歴訪した。それらの見聞を生かして『西洋事情』『学問のすゝめ』などを発刊し、実学重視の学問・教育観により、明治政府の啓蒙主義的教育政策を支えた。
14	漢学の他に蘭学や英学も学び、幕府の留学生取締役として渡英し、帰国後、『西國立志編』や『自由之理』を翻訳・出版した。西洋文化の啓蒙とともに、国家の教育政策から軽視されがちであった女子教育、幼児教育、障害児教育の振興にも尽力した。
15	8歳で明治政府の女子留学生として渡米して11年間を過ごす。帰国後、華族女学校に奉職した後、再渡米。大学で生物学、師範学校で教育・教授法を研究した。再帰国後、女子英学塾を創立し、多くの女子教員の育成等に尽力した。
16	キリスト教の文献に接し、若いときより西欧文化に关心を持った。幕末に国禁を犯して海外に脱出。米国で神学・自然科学を修めピューリタニズムの感化を受けた後、岩倉具視、田中不二麿らの欧米教育視察に加わった。帰国後、京都に英学校を設立し、キリスト教に基づく精神教育に尽力した。

- 1 内村鑑三 2 津田梅子 3 福沢諭吉 4 西村茂樹
5 新島襄 6 大隈重信 7 羽仁もと子 8 中村正直

(2) 次の [] 内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [] 17

人間は他者の行動を見ただけでその行動を取り入れることができる。このような学習は観察学習、あるいは(ア)と呼ばれる。心理学者の(イ)は、社会的行動が賞罰による社会的強化の随伴性と(ア)によって習得されるという(ウ)を唱えている。

- 1 ア：モニタリング イ：バンデューラ ウ：社会的学習理論
2 ア：モデリング イ：バンデューラ ウ：社会的学習理論
3 ア：モニタリング イ：バンデューラ ウ：社会的手抜き現象
4 ア：モデリング イ：ソーンダイク ウ：社会的手抜き現象
5 ア：モニタリング イ：ソーンダイク ウ：社会的学習理論

(3) 次の□内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 18

世界初の知能検査はフランスにおいて（ア）によって作成された。（ア）はその知能検査を改訂し、各年齢段階の知能水準と照らし合わせることで（イ）が推定できるようになった。その後、アメリカでターマンらによって改訂された知能検査では、（ウ）が算出されるようになった。

- | | | |
|------------|---------|---------|
| 1 ア：ビネー | イ：情動的知性 | ウ：非認知能力 |
| 2 ア：ウェクスラー | イ：精神年齢 | ウ：知能指数 |
| 3 ア：ウェクスラー | イ：情動的知性 | ウ：知能指数 |
| 4 ア：ビネー | イ：精神年齢 | ウ：知能指数 |
| 5 ア：ビネー | イ：精神年齢 | ウ：非認知能力 |

(4) 次の□内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 19

長期記憶に保持されている知識は大別して2種類である。そのうちの1つである（ア）は意図的に言語化できる知識であり、一般的な事実や概念などに関する（イ）と、個人的な出来事・事象に関する（ウ）が含まれる。

- | | | |
|------------|--------|-----------|
| 1 ア：宣言的知識 | イ：意味記憶 | ウ：エピソード記憶 |
| 2 ア：宣言的知識 | イ：作業記憶 | ウ：エピソード記憶 |
| 3 ア：手続き的知識 | イ：意味記憶 | ウ：感覚記憶 |
| 4 ア：手続き的知識 | イ：作業記憶 | ウ：感覚記憶 |
| 5 ア：宣言的知識 | イ：意味記憶 | ウ：感覚記憶 |

(5) 評価について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。

20

- 1 絶対評価は、学習・教育目標を達成しているか否かに関する評価であり、目標標準による評価ともいう。
- 2 相対評価は、他者と比べてどれくらいの位置にいるかという集団標準による評価であり、その一例として偏差値表示があげられる。
- 3 ポートフォリオ評価は、標準テストや定期テストなどのペーパーテストを用いた学力成果の評価方法であり、結果を重視した方法である。
- 4 パフォーマンス評価は、制作物やVTR、写真などの学習者の活動や作品から評価を行う方法であるため、評価に時間がかかる。
- 5 パフォーマンス評価のように、数値化しにくい対象や活動を評価する際に用いられる段階的な評価の基準表をループリックという。

3 後の各問い合わせに答えなさい。

(1) 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)「第Ⅰ章 Ⅰ. Ⅰ 生徒指導の意義」に示されている内容について、次の [] 内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [21]

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で（ア）生きることができる存在へと、自発的・主体的に（イ）する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や（ウ）を行う。

- | | | |
|-----------|---------|------|
| 1 ア：自分らしく | イ：成長や発達 | ウ：援助 |
| 2 ア：自分らしく | イ：学習 | ウ：配慮 |
| 3 ア：適切に | イ：成長や発達 | ウ：援助 |
| 4 ア：適切に | イ：学習 | ウ：配慮 |
| 5 ア：正しく | イ：成長や発達 | ウ：援助 |

(2) 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)「第Ⅰ章 Ⅰ. Ⅰ. 2 生徒指導の実践上の視点」に示されている内容について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [22]

- 1 児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型で展開される。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性もある。そうならないようにするには、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を、児童生徒が実感することが大切である。
- 2 学級経営・ホームルーム経営の焦点は、教職員と児童生徒、児童生徒同士の選択できない出会いから始まる生活集団を、どのようにして認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということに置かれる。
- 3 児童生徒一人一人が、個性的な存在として尊重され、学級・ホームルームで安全かつ安心して教育を受けられるように配慮する必要がある。
- 4 児童生徒が自己指導能力を獲得するには、体験よりも、獲得した知識や技能の活用状況を個人が十分に振り返る場面を設けることが重要である。
- 5 お互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童生徒自らがつくり上げるようにすることが大切である。

(3) 「生徒指導摘要」(令和4年12月 文部科学省)「第2章 2.2.3 教科の指導と生徒指導の一体化」に示されている内容について、次の [] 内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [23]

授業は全ての児童生徒を対象とした（ア）的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、（イ）関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識した実践に他なりません。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが、児童生徒の発達を支えます。

- | | |
|------------|----------|
| 1 ア：課題予防 | イ：共感的な人間 |
| 2 ア：課題予防 | イ：調和的な協働 |
| 3 ア：発達支持 | イ：共感的な人間 |
| 4 ア：発達支持 | イ：調和的な協働 |
| 5 ア：困難課題対応 | イ：共感的な人間 |

(4) 「生徒指導摘要」(令和4年12月 文部科学省)「第4章 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造」に示されている内容について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [24]

- 1 発達支持的生徒指導の具体としては、児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や市民性教育を通じた働きかけがある。
- 2 課題未然防止教育の具体としては、道徳や学級・ホームルーム活動等における児童生徒主体のいじめ防止の取組の実施がある。
- 3 課題早期発見対応の具体としては、いじめの予兆の発見と迅速な対応（アンケート、面談、健康観察等による気付きと被害児童生徒の安全確保等）がある。
- 4 困難課題対応的生徒指導の具体としては、いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）がある。
- 5 困難課題対応的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応に分けられる。

(5) 「生徒指導提要」(令和4年12月 文部科学省)「第II章 II. 3. 4 インターネット問題への適切かつ迅速な対処」に示されている内容について、次の [] 内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [25]

インターネットに関する問題を把握した場合、当該児童生徒の（ア）ことを最優先します。インターネット上の情報は拡散性が強いので、一刻を争う事態も少なくありませんが、まず当該児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢を示すことが必要です。

当該児童生徒の意向を把握しないで、学級会や学年集会、保護者集会等を開催して解決に向かおうとすると、（イ）につながることもあります。（ウ）な問題に直面することも多いので、専門家の見解を踏まえながら、対応の方針について具体的な方策を提示し、児童生徒や保護者に選択させることも重要です。

- | | | |
|-----------------|---------|------------|
| 1 ア：被害拡大を防ぐ | イ：被害の拡大 | ウ：技術的に解決困難 |
| 2 ア：被害拡大を防ぐ | イ：信頼の喪失 | ウ：法的 |
| 3 ア：個人情報を保護する | イ：被害の拡大 | ウ：技術的に解決困難 |
| 4 ア：個人情報を保護する | イ：信頼の喪失 | ウ：法的 |
| 5 ア：不適切な行為を阻止する | イ：被害の拡大 | ウ：法的 |

(6) 「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成28年3月 文部科学省)の「第3 不登校重大事態発生時の措置」で示されている内容について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 [26]

- 1 学校は、不登校重大事態に該当すると判断したときは、その旨を報告する。国立大学法人の附属学校の場合、報告先は、当該学校が所在する地方公共団体の長である。
- 2 公立学校において発生した不登校重大事態については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、各教育委員に説明すべきである。
- 3 報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」(基本方針)行うものとされている。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。
- 4 調査における聴取事項としては、いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員のこれまでの指導経緯等が想定される。
- 5 対象児童生徒からの聴取に際しては、徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示し、いじめを行った児童生徒に対しては、その行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導を行うことを基本とする。

(7) 「不登校の児童生徒等への支援の充実について（通知）」（5文科初第1505号）（令和5年11月17日 文部科学省）で示されている内容について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 27

- 1 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果を最大の目標にすることを前提として、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。
- 2 授業を魅力あるものにしていくために、児童生徒一人一人の学習進度や興味・関心等に応じて、ICTを一層活用しながら、教材や学ぶ方法等を選択できるような環境を整え、きめ細かな学習指導を行うことなどが考えられる。
- 3 授業を魅力あるものにしていくために、入学直後や学級・ホームルーム替えの時期をはじめ、年間を通じて、日々の授業や特別活動、朝の会・帰りの会等の教育活動全体の中で、他の児童生徒や教職員との人間関係の形成に資する活動を十分な時間をかけて丁寧に行うことなどが考えられる。
- 4 いじめや校内暴力等の問題行動には、教育的配慮の下、毅然とした対応を徹底するとともに、犯罪行為があった場合は直ちに警察に相談・通報することが必要である。
- 5 不登校児童生徒の保護者が悩みを抱えて孤立せず、適切な情報や支援を得られるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者への相談支援の実施に加え、学校設置者等における相談窓口の設置や、保護者が必要とする情報を整理し提供することが求められる。

(8) 「スクリーニング活用ガイド」（令和2年3月27日 文部科学省）で示されている内容について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 28

- 1 全ての児童生徒の状況を短時間で確認するとともに、児童生徒にとって必要な支援の方向性を決定し、暫定的に振り分けるスクリーニングという手法を導入することが必要である。
- 2 単に児童生徒の状況を確認するだけでは担任教員の負担になるだけで継続、機能しにくいため、生徒指導主任のみで、支援の方向性を決定することが重要である。
- 3 スクリーニングのキーワードは、「集団を対象」「すばやく実施可能な方法」「無自覚な対象」「暫定的に識別」「早期発見」「簡便であること」であり、アセスメント（見立て）とは異なる。
- 4 スクリーニングの目的は、児童虐待、いじめ、貧困の問題など表面化しにくい問題の早期発見、早期対応であり、習慣的に行うことで、教員にとって児童生徒理解が深まり、抱え込みの解消、チーム力の向上につながる。
- 5 1年を通じて児童生徒の変化を確認することで、状況が好転している児童生徒に対して教員の取組の成果が可視化され、自信につながる。

(9) 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」
(令和3年5月17日 文部科学省、厚生労働省) で示されている内容について、次の
□内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答
えなさい。 29

子どもの中には家族の状況を知られることを恥ずかしいと思ったり、家族のケアをす
ることが（ア）になつたりしている場合もあることに留意する必要があり、支援を行
う際には、まずはしっかりと（イ）に寄り添い、支援が必要なのか、どのような
支援が欲しいのか等について聞き取ることも重要である。

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 ア：重荷 | イ：家族の考え方 |
| 2 ア：重荷 | イ：子どもの気持ち |
| 3 ア：生きがい | イ：家族の考え方 |
| 4 ア：生きがい | イ：子どもの気持ち |
| 5 ア：ルーチンワーク | イ：家族の考え方 |

(10) 「体罰根絶に向けた取組の徹底について（通知）」(25文科初第574号) (平成25年8月9日
文部科学省) で示されている内容について、誤っているものを、次の選択肢から1つ選び、
番号で答えなさい 30

- 1 体罰は、学校教育法に違反するのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力
による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあり、いかなる場
合でも決して許されない。
- 2 学校の管理職は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定
の教員が抱え込んだりすることのないよう、指導教諭、生徒指導担当教員、部活動顧問の
教員等による組織的な指導を徹底すること。
- 3 教員等は、児童生徒理解に基づく適切な指導ができるよう、日頃より指導力の向上に努
めること。
- 4 たとえ指導上の困難があったとしても、決して体罰によることなく、粘り強い指導や適
切な懲戒を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保すること。
- 5 部活動等における体罰の多くは、中学校や高等学校より小学校での事例が最も多く報告
されていることから、小学校の部活動等における指導の適切化に関して一層の改善を進め
ることが重要である。

4 後の各問い合わせに答えなさい。

(1) 「障害のある子供の教育支援の手引」(令和3年6月 文部科学省)の「第1編 2 早期からの一貫した教育支援 (2) 一貫した教育支援の重要性」について、次の□内の()に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。

31

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、()等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。

- 1 幼少連携 2 インクルーシブ教育システム 3 切れ目ない支援体制
4 個別の指導計画の作成・活用 5 個別の教育支援計画の作成・活用

(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年、法律第65号)の第7条について、次の□内の文の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。ただし、同じ記号には同じ語句が入るものとする。

第7条 第2項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に(ア)の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、(ア)の除去の実施について必要かつ(イ)をしなければならない。

(ア) 32

- 1 物理的障壁 2 社会的障壁 3 心理的障壁
4 ジェンダー的障壁 5 年齢的障壁

(イ) 33

- 1 合理的な改善 2 合理的な除去 3 合理的な配慮
4 合理的な対応 5 合理的な支援

(3) 「中学校学習指導要領(平成29年告示)」の「第1章 総則」の第4の2(1)について、次の□内の文の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。(小学校では「生徒」が「児童」と表記されている。高等学校では「第1章 総則」の第5款の2(1)に同趣旨で記述されている。)

障害のある生徒に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す(ア)の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、(イ)の連携に努めるものとする。

(ア) □ 34

- 1 個別の指導計画
- 2 独自の教育課程
- 3 実態に応じた教育課程
- 4 グループ学習
- 5 自立活動

(イ) □ 35

- 1 特別支援学校と
- 2 保護者と
- 3 特別支援教育コーディネーターと
- 4 教師間
- 5 医療機関と

5 後の各問い合わせに答えなさい。

(1) 「宮崎県人権教育基本方針」(平成17年4月1日 宮崎県教育委員会)について、次の
□内の文の()に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 36

本県においては、これまで宮崎県同和教育基本方針等に基づいて、真に差別をなくしていく()とをもった人間の育成を目指し、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる課題の解決に努めてきました。

しかし、今なお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関する様々な人権問題が存在しています。さらに、国際化、情報化、少子高齢化などの社会の急激な変化に伴い、新たな人権問題も発生しています。

そのため、宮崎県教育委員会では、これまでの取組の成果や課題、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」の趣旨などを踏まえ、次のように人権教育を推進し、県民一人一人が人権について正しい理解を深め、人権を相互に尊重し合い、共に生きる社会の実現を目指します。

- 1 意志と実践力 2 勇気とたくましさ 3 優しさと思いやり
4 健康と体力 5 理解と差別解消

(2) 「宮崎県教育振興基本計画（令和5年策定）」(宮崎県・宮崎県教育委員会)に示されるスローガンについて、次の□内の文の()に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 37

「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」

このスローガンは、平成23年に策定した第二次宮崎県教育振興基本計画において、将来世代である子供たちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願いを込めて掲げたものです。

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難な時代だからこそ、思いやりの心を持って互いを支え合い、家庭や学校、地域等との()を深めるなど「絆」を大切にすること、豊かな情操や寛容の心、道徳心や公共の精神といった「心の豊かさ」とともに、自らの資質や能力を磨き、夢や目標を持って、その実現に挑戦し続ける「たくましさ」を育むことが重要であると考えます。

- 1 意思疎通・対話 2 連携・協働 3 障害理解教育 4 特別支援教育
5 インクルーシブ教育

(3) 令和5年度「『宮崎県教員育成指標』の策定（改訂）」に記載されている「I 策定の経緯と趣旨」について、次の□の文の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 □ 38

時代の変化が激しい中、学校教育においては「新学習指導要領の全面実施」、「学校における働き方改革」、「G I G Aスクール構想」等、新たな政策が進められている。こうした社会的変化に対応した学校教育をより充実したものにしていくうえで、教師は、全ての児童生徒の可能性を引き出す（　　）な学びと協働的な学び（令和の日本型学校教育）の充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められている。

I 段階的 2 特別 3 個別最適 4 多様 5 基礎的

(4) 宮崎県の「郷土先覚者」について、次の□内の（　　）に当てはまる人物名を、下の選択肢から1つ選び、記号で答えなさい。 □ 39

幕末の飫肥城下、飫肥藩士の長男でありながら、身分にとらわれず多くの人と接して育った（　　）。大学南校（東京開成学校 現・東京大学）からハーバード大学へ進学し、近代教育を学んでグローバルな世界観を身につけました。外務省に入ると、明治日本の外交官として力を尽くします。日露戦争を終結させたポーツマス会議で日本の平和を、幕末に日本が欧米列強と結んだ不平等条約の改正によって、日本の世界的地位の確立を果たしました。

I 川越進 2 若山牧水 3 小村寿太郎 4 後藤勇吉 5 石井十次

(5) 「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」（令和4年3月14日施行）について、次の□内の文の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 □ 40

宮崎県では、全ての人の人権が尊重される（　　）の実現を図ることを目的として、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎県人権尊重の社会づくり条例を制定しました。

I 平和で豊かな社会 2 男女共同参画社会 3 安心できる社会
4 持続可能な社会 5 ウェルビービング

(6) 令和5年度「宮崎県教員育成指標」における、ファーストステージ（1～5年）について述べた□内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 41

教員として必要な（ア）・基本的な（イ）を身に付けていく。様々な（ウ）に積極的にチャレンジする。

- | | | |
|---------|-------|--------|
| 1 ア：汎用的 | イ：能力 | ウ：仕事 |
| 2 ア：汎用的 | イ：能力 | ウ：教材作成 |
| 3 ア：基礎的 | イ：応用力 | ウ：職務 |
| 4 ア：基礎的 | イ：応用力 | ウ：仕事 |
| 5 ア：基礎的 | イ：能力 | ウ：業務 |

(7) 「みやざき特別支援教育推進プラン（改定版）」（平成30年11月 宮崎県教育委員会）にある「施策の柱5 安らぎと創造性のある教育環境の実現」について、次の□内の文の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。

42

特別支援学校において、障がいの状態や特性に応じて主体的に情報を活用できるよう（ア）型端末及び無線通信環境を整備し、障がい特性に応じた（イ）や児童生徒が主体的に活動するための環境を整備しました。

- | | |
|-----------|---------|
| 1 ア：パソコン | イ：合理的配慮 |
| 2 ア：パソコン | イ：情操教育 |
| 3 ア：タブレット | イ：情報教育 |
| 4 ア：タブレット | イ：視聴覚教育 |
| 5 ア：タブレット | イ：ＩＣＴ教育 |

(8) 「宮崎県いじめ防止基本方針」（最終改定平成29年7月）にあるいじめの防止等に関する基本的考え方について、次の□内の文の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 43

児童生徒に対する（　　）によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、教職員や保護者、地域住民などに知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- | | | |
|----------------|----------------|--------|
| 1 いじめ防止会議 | 2 いじめ防止カンファレンス | 3 家庭訪問 |
| 4 アンケート・聞き取り調査 | 5 家庭との連絡帳 | |

(9) 「次期教育振興基本計画について（答申）」（中央教育審議会 令和5年3月）について、次の□内の文の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 44

我が国や郷土の伝統や文化を受け止め、日本人としての美德やよさを生かし、それらを継承・発展させるための教育を推進する。小・中学校等と博物館や劇場、音楽堂等、文化芸術団体、地域の芸術家との連携・協力を図りつつ、学校における文化芸術教育の改善を図るとともに、（　　）を確保する取組を推進する。さらに、我が国固有の伝統的な文化である武道の振興を図る。

- 1 体験機会 2 改善克服 3 国際協力 4 伝統文化 5 地域連携

(10) 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」（令和4年12月19日 中央教育審議会）について、次の□内の文の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 45

日本語指導を必要とする児童生徒も増加し、相対的貧困状態にあるとされる子供も一定程度存在している。（　　）と言われる本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子供たちの存在も明らかになっている。

教師一人一人が個々の児童生徒の多様な教育ニーズに対応した学びを提供するだけではなく、学校自体が、子供たちの多様性を受容でき、それに対応できる組織になっていることも必要である。

- 1 貧困児童 2 ギフテッド 3 要介護支援 4 ヤングケアラー
5 要保護児童生徒

【選択問題 小学校】

6 後の各問い合わせに答えなさい。

(1) 次の□内の文は、「小学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第1章 総則 第4 児童の発達の支援」の一部である。文中の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。

(4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、(ア)などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による(イ)など、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

(ア) □ 46

- 1 個別最適な学習
- 2 補充的な学習や発展的な学習
- 3 I C T 機器を活用した学習
- 4 自己調整学習
- 5 多面的・多角的な学習

(イ) □ 47

- 1 授業研究の推進
- 2 情報交流
- 3 教材研究の充実
- 4 指導目標の精緻化
- 5 指導体制を確保すること

(2) 次の□内の文は「小学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第5章 総合的な学習の時間 第1 目標」で示されている内容の一部である。文中の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 48

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な（ア）を身に付け、課題に関する（イ）、探究的な学習の（ウ）を理解するようとする。

- | | | |
|------------|-----------|------|
| 1 ア：思考力 | イ：深い学びを得て | ウ：意味 |
| 2 ア：思考力 | イ：深い学びを得て | ウ：よさ |
| 3 ア：思考力 | イ：概念を形成し | ウ：意味 |
| 4 ア：知識及び技能 | イ：概念を形成し | ウ：よさ |
| 5 ア：知識及び技能 | イ：概念を形成し | ウ：意味 |

(3) 次の□内の文は、「小学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第6章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。文中の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 49

(3) 学級活動における児童の（　　）を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童についての理解を深め、教師と児童、児童相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

- 1 問題解決的な学習
- 2 自由な発想に基づく活動
- 3 自発的、自動的な活動
- 4 思いや願い
- 5 主体的な学び

(4) 次の□内の文は「小学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第3章 特別の教科 道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。文中の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 50

(5) 児童の発達の段階や（ア）等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する（イ）的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、（ウ）等における多様な実践活動や（イ）活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

- | | | |
|-----------|------|--------|
| 1 ア：特性 | イ：体験 | ウ：特別活動 |
| 2 ア：特性 | イ：協働 | ウ：特別活動 |
| 3 ア：地域の実情 | イ：協働 | ウ：特別活動 |
| 4 ア：地域の実情 | イ：協働 | ウ：各教科 |
| 5 ア：地域の実情 | イ：体験 | ウ：各教科 |

【選択問題 中学校】

6 後の各問いに答えなさい。

(1) 次の□内の文は、「中学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第1章 総則 第4 生徒の発達の支援」の一部である。文中の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。

(4) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、(ア)などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による(イ)など、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

(ア) □ 46

- 1 個別最適な学習
- 2 補充的な学習や発展的な学習
- 3 I C T 機器を活用した学習
- 4 自己調整学習
- 5 多面的・多角的な学習

(イ) □ 47

- 1 授業研究の推進
- 2 情報交流
- 3 教材研究の充実
- 4 指導目標の精緻化
- 5 指導体制を確保すること

(2) 次の□内の文は「中学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第4章 総合的な学習の時間 第1 目標」で示されている内容の一部である。文中の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 48

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な（ア）を身に付け、課題に関する（イ）、探究的な学習の（ウ）を理解するようとする。

- | | | |
|------------|-----------|------|
| 1 ア：思考力 | イ：深い学びを得て | ウ：意味 |
| 2 ア：思考力 | イ：深い学びを得て | ウ：よさ |
| 3 ア：思考力 | イ：概念を形成し | ウ：意味 |
| 4 ア：知識及び技能 | イ：概念を形成し | ウ：よさ |
| 5 ア：知識及び技能 | イ：概念を形成し | ウ：意味 |

(3) 次の□内の文は、「中学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第5章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。文中の（　　）に当てはまる語句を、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 49

(3) 学級活動における生徒の（　　）を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

- 1 問題解決的な学習
- 2 自由な発想に基づく活動
- 3 自発的、自動的な活動
- 4 思いや願い
- 5 主体的な学び

(4) 次の□内の文は、「中学校学習指導要領」(平成29年告示)の「第3章 特別の教科 道徳 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。文中の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。 50

(5) 生徒の発達の段階や（ア）等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する（イ）的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、（ウ）等における多様な実践活動や（イ）活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

- | | | |
|-----------|------|--------|
| 1 ア：特性 | イ：体験 | ウ：特別活動 |
| 2 ア：特性 | イ：協働 | ウ：特別活動 |
| 3 ア：地域の実情 | イ：協働 | ウ：特別活動 |
| 4 ア：地域の実情 | イ：協働 | ウ：各教科 |
| 5 ア：地域の実情 | イ：体験 | ウ：各教科 |

【選択問題 高等学校】

6 後の各問いに答えなさい。

(1) 次の□内の文は、「高等学校学習指導要領」(平成30年告示)の「第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援」の一部である。文中の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。

(5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、(ア)などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による(イ)など、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

(ア) □ 46

- 1 個別最適な学習
- 2 補充的な学習や発展的な学習
- 3 I C T 機器を活用した学習
- 4 反転学習
- 5 多面的・多角的な学習

(イ) □ 47

- 1 授業研究の推進
- 2 情報交流
- 3 教材研究の充実
- 4 指導目標の精緻化
- 5 指導体制を確保すること

(2) 次の□内の文は、「高等学校学習指導要領」(平成30年告示)の「第4章 総合的な探究の時間 第1 目標」の一部である。文中の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。□ 48

(1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な(ア)を身に付け、課題に関わる(イ)、探究の意義や(ウ)を理解するようにする。

- | | | |
|------------|-----------|------|
| 1 ア：思考力 | イ：深い学びを得て | ウ：よさ |
| 2 ア：思考力 | イ：深い学びを得て | ウ：価値 |
| 3 ア：思考力 | イ：概念を形成し | ウ：よさ |
| 4 ア：知識及び技能 | イ：概念を形成し | ウ：価値 |
| 5 ア：知識及び技能 | イ：概念を形成し | ウ：よさ |

(3) 次の□内の文は、「高等学校学習指導要領」(平成30年告示)の「第5章 特別活動 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の一部である。文中の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。

(3) ホームルーム活動における生徒の（ア）を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、（イ）の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

(ア) □ 49

- 1 問題解決的な学習
- 2 自由な発想に基づく活動
- 3 自発的、自動的な活動
- 4 思いや願い
- 5 主体的な学び

(イ) □ 50

- 1 ホームルーム経営
- 2 生活指導
- 3 規律指導
- 4 教育課程
- 5 カリキュラム・マネジメント

【選択問題 特別支援学校】

6 後の各問い合わせに答えなさい。

(1) 次の□内の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年告示)の「第1章 総則 第3節 教育課程の編成 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成」の一部である。文中の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい

(2) 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態並びに児童又は生徒の障害の状態や特性及び(ア)等を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた(イ)に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

(ア) □ 46

- 1 家庭環境
- 2 心身の発達の段階
- 3 周囲の理解
- 4 成長の様子
- 5 思いや願い

(イ) □ 47

- 1 協働的な学び
- 2 探究的理解
- 3 自立的思考
- 4 自律的思考
- 5 現代的な諸課題

(2) 次の□内の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年告示)の「第1章 総則 第4節 教育課程の実施と学習評価 3 学習評価の充実」の一部である。文中の記号に当てはまる語句の組合せを、下の選択肢から1つ選び、番号で答えなさい。

48

(1) 児童又は生徒のよい点や可能性、(ア)などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など(イ)ながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 ア：主体的な取組 | イ：学習内容の系統性を確認し |
| 2 ア：進歩の状況 | イ：学習内容の系統性を確認し |
| 3 ア：主体的な取組 | イ：内容や時間のまとまりを見通し |
| 4 ア：進歩の状況 | イ：内容や時間のまとまりを見通し |
| 5 ア：深い学びの過程 | イ：学習内容の系統性を確認し |

(3) 次の□内の文は、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」(平成29年告示)の「第3章 特別の教科 道徳」の一部である。文中の記号に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から1つずつ選び、番号で答えなさい。

2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしながら、(ア)を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って(イ)ができるように指導する必要があること。

(ア) 49

- 1 自立心や自律性の向上
- 2 積極的な情報収集
- 3 経験の拡充
- 4 社会形成への参画
- 5 主体的な学びの充実

(イ) 50

- 1 道徳的判断や行動
- 2 適切な意思決定
- 3 力強く生きようとする意欲を高めること
- 4 積極的な社会参加
- 5 生活上の困難を克服していくこと

【選択問題 養護教諭】

6 次の各条文の **46** ~ **50** に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から 1 つ選び、番号で答えなさい。

(1) 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。[**46** 第13条第1項]

- 1 学校保健安全法施行令 2 学校保健安全法 3 学校保健安全法施行規則
4 学校教育法 5 学校教育法施行規則

(2) 学校には、健康診断、健康相談、**47**、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。[学校保健安全法第7条]

- 1 健康増進 2 予防措置 3 環境衛生検査 4 保健管理 5 保健指導

(3) 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、**48** を行うものとする。[学校保健安全法第8条]

- 1 健康診断 2 日常的な観察 3 保健指導 4 健康相談
5 必要な指導

(4) 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について **49** を策定し、これを実施しなければならない。[学校保健安全法第27条]

- 1 目標 2 目的 3 計画 4 基準 5 方針

(5) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、**50** 等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。[いじめ防止対策推進法第22条]

- 1 福祉 2 道徳教育 3 法務 4 教育相談 5 インターネット

【選択問題 栄養教諭】

6 次の各条文の **46** ~ **50** に当てはまる語句を、それぞれ下の選択肢から 1 つ選び、番号で答えなさい。

(1) 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。[**46** 第37条第2項]

- 1 学校給食法 2 学校教育法 3 学校給食法施行規則
4 学校給食法施行令 5 学校教育法施行規則

(2) 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する **47** と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。[食育基本法第8条]

- 1 関心 2 考え方 3 感謝の念 4 判断力 5 知識

(3) 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の **48** に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。[食育基本法第13条]

- 1 改善 2 選択 3 実践 4 実現 5 展開

(4) 国及び地方公共団体は、学校給食の **49** と健全な発達を図るように努めなければならぬ。[学校給食法第5条]

- 1 実施 2 実現 3 普及 4 推進 5 発展

(5) 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。[学校給食法第2条]
一 適切な栄養の摂取による健康の **50** を図ること。[学校給食法第2条第1号]

- 1 保持増進 2 維持 3 改善 4 回復 5 理解

令和7年度 教職教養 正答表(小・中・高等・特別支援学校、
養護教諭、栄養教諭)

解答欄番号	正答	解答欄番号	正答	解答欄番号	正答
[1]	5	[21]	1	[41]	5
[2]	5	[22]	4	[42]	3
[3]	5	[23]	3	[43]	4
[4]	3	[24]	5	[44]	1
[5]	4	[25]	2	[45]	4
[6]	3	[26]	1	[46]	2
[7]	1	[27]	1	[47]	5
[8]	2	[28]	2	[48]	4
[9]	3	[29]	4	[49]	3
[10]	1	[30]	5	[50]	1
[11]	4	[31]	5		
[12]	3	[32]	2		
[13]	3	[33]	3		
[14]	8	[34]	5		
[15]	2	[35]	4		
[16]	5	[36]	1		
[17]	2	[37]	2		
[18]	4	[38]	3		
[19]	1	[39]	3		
[20]	3	[40]	1		